

自是可隨身。

〔庭訓往來諸抄大成扶翼〕貞云○伊勢貞丈中略小竹筒は青竹に酒を入れる、なり、わりごもさ、るも、其日ざりにかけながしにするなり、

〔貞丈雜記七部〕さ、えと云は、竹の筒に酒を入れて持たせ行を云、青竹を切てふしを兩方に置て、上のふしにあなをあけて酒を入れる也、竹は笹の葉の枝なる故さ、えと云、

〔貞丈雜記七部酒盃〕一つ、の酒と云は、今すひ筒の酒と云に同じ、又さ、えとも云、竹の葉をさ、とも云によりて、竹筒に酒を入れる故さ、えといふなり、

〔義經記五〕よし野法師判官を追かけ奉る事

かたをか、なになるらんと思ひて、さしよりてみれば、くりかた打たるこづ、○原本作こづ、つみ據一本改、に酒を入れて持たりけり、

〔輪池拾葉二〕問曰義經記、吉野法師判官を追かけ奉る條云、くりかた打たるこづ、みに、酒を入れて持たりける、此こづ、みはいかなるものによ、未詳、

奉答判官物語と題せし義經の異本には、くりかたうちたるこづ、にさけ入てと有、下文につつうちふりて申様のみてはおほしつ、はちいさしとみえたれば、筒なることうたがひなし、

庭訓往來に、破籠小竹筒と有を、今はサ、エと訓たれども、この文によれば、コヅ、とよむべきにや、既に異制庭訓には、瓶子五百具、筒三百とみえたり、さればツ、とよむが本名、サ、エとよ

むは異名なり、サ、エは酒の義、エはイ、その故は今も陸奥國にて、竹筒に酒を入れる江戶のごとしをサ、エといへり、○下略

〔近代艶隱者三〕都のつれ夫婦

その體うるはしき男の色ある女に油單包をもたせて、藤浪のきよげなる岩間づたへに、青苔の